

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を改正する省令案新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

				<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一〇五十五 (略)</p> <p>五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>五十二・五十三 (略)</p> <p>五十四 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備</p> <p>五十五〇五十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験 (略)</p> <p>ア (略)</p>
装	一	二	試験	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一〇五十五 (略)</p> <p>五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>五十二・五十三 (略)</p> <p>五十四 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>五十五〇五十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験 (略)</p> <p>ア (略)</p>
項目	三	測定器	四	特定無線設備の種類
等	四	特定無線設備の種類		

装 信 送							置	
度又は波数又は変調	移又は波数又は周波数	比吸収率	力空中線電	射の強度	は不要発	スプリア	占有周波数	周波数
計又は直線検波器	器低周波発振	定装置	器クトル分析	器界強度測定	トル分析器	器、スプリア	器タバンドメ	ル分析器
								(略)
			○	○		○	○	備無九第第第二 線号四一 設の十項二 条
								(略)
			○	○		○	○	備無三第第第二 線号五 設の十項二 条
								(略)

装 信 送							置	
度又は波数又は変調	移又は波数又は周波数	比吸収率	力空中線電	射の強度	は不要発	スプリア	占有周波数	周波数
計又は直線検波器	器低周波発振	定装置	器クトル分析	器界強度測定	トル分析器	器、スプリア	器タバンドメ	ル分析器
								(略)
			○	○		○	○	備無九第第第二 線号四一 設の十項二 条
								(略)
			○	○		○	○	備無三第第第二 線号五 設の十項二 条
								(略)

										置										
副次的に発する電	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度
電界強度測定器又はス	オシロスコープ	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器
○																				
○																				

										置										
副次的に発する電	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度	送速度
電界強度測定器又はス	オシロスコープ	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器
○																				
○																				

受 信 装 置																		
波等の限	度	感度	通過帯域	減衰量	スプリア	ス・レス	ポン	隣接チャ	度	感度抑圧	効果	相互変調	特性	局発振	器の周波			
ペクトル分	析器	標準信号発	生器	レベル計又	計	標準信号発	生器	標準信号発	器	標準信号発	生器	標準信号発	レベル計	標準信号発	生器	レベル計又	計	周波数計

受 信 装 置																		
波等の限	度	感度	通過帯域	減衰量	スプリア	ス・レス	ポン	隣接チャ	度	感度抑圧	効果	相互変調	特性	局発振	器の周波			
ペクトル分	析器	標準信号発	生器	レベル計又	計	標準信号発	生器	標準信号発	器	標準信号発	生器	標準信号発	レベル計	標準信号発	生器	レベル計又	計	周波数計

数変動	ダイエンス	特性	総合歪及び雑音
低周波発振器	直線検波器	標準信号発生器	歪率雑音計

注

17 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六の三第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の四第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の五第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備(再生中継方式(設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。))以外の中継方式による中継を行うものに限る。))又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。))にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 20 (略)

21 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

イ・ウ (略)

二・三 (略)

数変動	ダイエンス	特性	総合歪及び雑音
低周波発振器	直線検波器	標準信号発生器	歪率雑音計

注

17 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六の三第三項、第四十九条の六の四第三項、第四十九条の六の五第三項又は第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 20 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)